

## 障害福祉

# 支援区分「6」の更新

## 有効期間 現行通り3年間に

厚生労働省は11日、障害福祉サービスを利用する際に必要な支援の度合いを示す「障害支援区分」（区分1～6）について、最も度

合いの高い「区分6」の有効期間を、現行通り3年間とする考えを明らかにした。更新の頻度を維持する。更新事務の負担を減

らしたい自治体側から、有効期間を延長するか廃止するよう提案されていた。区分6の人は心身の状態に大きな変化がなく、ほとん

どが区分変更に至らないので、更新頻度を低くしても問題ないというのがその理由だ。これに対して厚労省が全国の区分6の人の

更新結果（2018年の更新と21年の更新）を分析したところ、区分1～5に認定された例が毎年3～5%（1600～2300人）

いることが分かった。

同日の社会保障審議会障害者部会（座長＝菊池馨実・早稲田大教授）で厚労省は「有効期間を延長すると、サービスの適正な提供の観点から影響がある」と説明し、現行通りとする考えを示した。

障害支援区分が下がると、利用できるサービスが制限される。サービスを提供する事業者に支払われる報酬も、区分によって差が設けられたりする。

（福田敏克）